

令和7年度地下水質調査結果について

水質汚濁防止法第15条第1項に基づき、地下水の水質汚濁の状況について調査を行っております。令和7年度の調査結果は以下のとおりです。

1 調査概要

種類	調査地点数	調査地点名	測定項目
①概況調査	10	東原町、南原町、薬師町	※下記参照
		松波、旅籠町	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		荒楯町	砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素
		八日町	テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		霞城町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素
		清住町	テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素
		北山形	トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
②継続監視調査	4	新開	ふっ素・ほう素
		漆山	砒素
		飯田西、桜田西	砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
③独自調査	6	飯塚町 2地点	塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
		鉄砲町	全シアン
		宮町1	塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
		宮町2	塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
		蔵王松ヶ丘	1,2-ジクロロエチレン、ふっ素、ほう素
④汚染井戸周辺地区調査	—	—	—
⑤その他調査	1	旅籠町 1地点	PFOS 及び PFOA

※測定項目

カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・ポリ塩化ビフェニル(PCB)・ジクロロメタン・四塩化炭素・塩化ビニルモノマー・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素・1,4-ジオキサン

2 調査結果

① 概況調査

すべての地点で環境基準値を満たしていた。

② 継続監視調査

調査4地点のうち、すべての地点で環境基準値を超過した。直近の超過状況は以下の表のとおり。

		継続調査					
地点		新開	漆山	飯田西		桜田西	
年度\項目		ふっ素	砒素	砒素	ふっ素	ほう素	砒素
R7		0.93	0.025	0.019	2.0	2.6	0.021
(参考)	R6	1.0	0.014	0.019	2.1	2.8	0.016
	R5	0.93	0.008	0.021	1.8	2.7	-
	R4	0.98	0.007	0.029	1.9	2.8	-
	R3	0.95	0.022	0.022	1.9	2.4	-
環境基準		0.8	0.01	0.01	0.8	1	0.01

※環境基準超過に対する対応について

ふっ素、砒素、ほう素の汚染の原因は自然由来と推定されることから、継続して水質の監視を行っていく。井戸所有者には飲用しないよう指導している。

③ 独自調査

すべての地点で環境基準値を満たしていた。

④ 汚染井戸周辺地区調査

令和7年度は新たに環境基準を超過した地点が無かったため、実施なし。

⑤ その他調査

有機フッ素化合物の一部である PFOS 及び PFOA について、令和4年度以降、山形市旅籠町の同一井戸で毎年調査を行っております。

令和4、5、6年度は指針値（当時は指針値(暫定)※）である 50 ng/L を超過しましたが、令和7年度は指針値に適合しました。

値は今後も変動するおそれがありますので、引き続き井戸の所有者には飲用には用いないよう注意喚起するとともに、調査を継続していきます。

なお、周辺の飲用等井戸や下流の井戸においても調査を行っております。結果は指針値に適合していたことから、健康被害のおそれや、汚染の拡がりはないと判断しております。

地点	調査年度	PFOS 及び PFOA 調査結果 (指針値 50)	井戸情報
旅籠町	R7	50 ng/L	消雪用井戸
	R6	100 ng/L	
	R5	64 ng/L	
	R4	65 ng/L	

※令和7年6月30日に「指針値（暫定）」から「指針値」へ見直しが行われております。